

特定非営利活動法人 おおきな木
定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おおきな木という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県日光市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ボランティア・市民活動の支援・普及を通して、市民一人ひとりが身近な社会的課題を捉えてその緩和と解決に向けた行動を自ら行い、又そうした活動をしている団体を応援するという形での助け合いの輪を広げていき、支え合うコミュニティーを創り上げることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動。
- (2) 災害救援活動。
- (3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）
別表第1号から第18号までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業の種類)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民活動を支援する事業
- (2) 災害発生時の救援および被災地域の復興を側面から支援する事業
- (3) 社会的課題解決に向けた事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法における社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人。
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体。

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めた場合、会費を納めることが困難なものには、入会金及び会費納入を免除する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを除名することができる。
この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事は3名以上10名以内とする。
 - (2) 監事は1名以上2名以内とする。
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。その遂行にあたり必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残任期間とする。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、延滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、必要な職員を置くことができる。
- 2 職員は、代表理事が任免する。
 - 3 理事は、事務局長もしくは職員と兼職できる。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第23条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
 - (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。その他新たな義務の負担及び権利の放棄)
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

- 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上の者から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面(FAXも含む。)及び電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面及び電磁的方法をもって開催日の前日までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した理事がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面及び電磁的記録をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加又は更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的を有する公益法人又は特定非営利活動法人のうち総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 顧問・相談役

(顧問・相談役)

第55条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

1. 顧問、相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。
2. 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。
3. 顧問、相談役は理事会における議決権を有しない。

第11章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	狐塚 秀幸
常務理事	阿部 和子
理事	池田 正典
	須佐 佳子
	鈴木 法子
	高橋 功吉
	田村 耕作
	手塚 郁夫
	早川 敦史
	峯岸 和光
監事	古峯 重典
	粂山 三紀子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、成立した日から平成 16 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

①正会員	普通会員	入会金 2,000 円	年会費 1 口 5,000 円
	支持会員	入会金 2,000 円	月額 1 口 1,000 円
②賛助会員	個人会員	年会費 1 口 3,000 円	
	団体会員	年会費 1 口 10,000 円	

附 則

1. この定款は、所轄庁の認証後から施行する。
2. この法人の平成 15 年度の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、下記の通りとする。

平成 15 年度	第 2 期	平成 15 年 4 月 1 日～平成 15 年 9 月 30 日※会期変更
平成 15 年度	第 3 期	平成 15 年 10 月 1 日～平成 16 年 9 月 30 日※

附 則

1. この定款は、所轄庁の認証後から施行する。
2. この法人の平成 23 年度及び平成 24 年度の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、下記の通りとする。

第 11 期	平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
第 12 期	平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日
2. この法人の平成 22～23 年度の役員の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、下記の通りとする。

平成 22 年 12 月 25 日から、平成 24 年 3 月 31 日を過ぎた最初の総会の日までとする。

3. この法人の平成 23 年度以降の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。

①正会員	普通会員	入会金 2,000 円	年会費 1 口 5,000 円
	支持会員	入会金 2,000 円	年会費 1 口 10,000 円
②賛助会員	個人会員	年会費 1 口 3,000 円	

団体会員 年会費 1口 10,000 円

附 則

1. この定款は、総会の議決のあった平成 30 年 6 月 14 日から施行する。
2. この法人の平成 30 年度以降の入会金及び会費は、次に掲げる額とする。
 - ①正会員 入会金 1,000 円 年会費 2,000 円
 - ②賛助会員 入会金 1,000 円 年会費 1,000 円

附 則

1. この定款は、所轄庁の認証のあった平成 30 年 10 月 11 日から施行する。

平成 15 年 9 月 26 日	一部改正
平成 16 年 2 月 12 日	一部改正
平成 17 年 4 月 25 日	一部改正
平成 18 年 12 月 25 日	一部改正
平成 22 年 5 月 20 日	一部改正
平成 27 年 7 月 29 日	一部改正
平成 30 年 6 月 14 日	一部改正
平成 30 年 10 月 11 日	一部改正

規 約

- 1、入会金及び会費の免除を希望するものは、理事会に申し出、理事会にてこれを諮り、決定するものとする。